

中央銀行法が7月11日に成立した。

実行中の財政及び規制改革の一環として、テイン・セイン大統領は、7月11日、ミャンマーの新たな中央銀行法（“Central Bank Law”）に署名した。

新法のもとでは、ミャンマー中央銀行（“Central Bank of Myanmar”）は、より強固な独立が認められ、もはや財務省（“Ministry of Finance”）の一部ではなくなった。新法の主要な目的は、金融市場及び通貨供給に安定性をもたらすこと、物価やインフレーションをコントロールすること、外国為替を規制すること、そして、これらによって貿易及び投資をさらに促進することにある。ミャンマー中央銀行には、これらの改革を促進するために一年間の移行期間が与えられる。

この法律は、ミャンマー中央銀行の取締役会は、大統領の指名及び国会の承認による9名（総裁1名、副総裁3名、財政及び経済の専門家5名）の独立したメンバーによって構成されるものとし、メンバーは国会議員又は政党员であってはならないと定めている。ミャンマー中央銀行の資産は3000億チャット（約3億米ドル）であり、国債及び常に資本金と釣り合うに足る別途積立金によって支援される。政府は、1000億チャット（約1億ドル）の払込済資本金による、中央銀行の唯一の株主に位置づけられ、適当と考える場合には増資が可能である。取締役会は、年間予算及び半期毎の財政システムに関する報告書を政府に提出し、また、四半期毎に一般的な報告書を公表することが求められる。また、四半期毎の内部監査及び毎年の政府による外部監査が要求される。

この法律に定められているとおり、ミャンマー中央銀行の義務には、通貨政策の策定及び実行、国内通貨の発行、外国為替及び金利の管理、金融機関の監督及び規制、政府準備金の維持管理、そして、政府及び他の金融機関に対する銀行としての活動が含まれている。

ミャンマー商工会議所連合会における「ミャンマー不動産市場」に関するセミナーの実施

ケルビン・チア・ヤンゴンは、ミャンマー商工会議所連合会（UMFCCI）において、「ミャンマーの不動産市場」に関するセミナーを主催した。

セミナーの前後を通して、聴衆及び講演者に立ちほだかる最大の課題は、「ミャンマーの不動産価格急騰に対してどのような対処が可能であるか」であった。講演者や国際的メディアが声をそろえて述べるとおり、現在のヤンゴン都心部における賃料は、ニューヨーク市における賃料と同等かそれ以上である。ミャンマー主要都市の地価は、不動産開発プロジェクトが合理的な収益を得るために国際的に許容可能な価格よりもはるかに高い。

講演者によって提示され議論された解決策は、(1)インセンティブと特権の提供によって開発プロジェクトを奨励すること、(2)投機的な土地投資（Land Banking）を削減するため土地取引に対する増税その他の抑制措置をとること、(3)価格を下げるため政府所有地を新たに供給し市場の需要を満たすこと、である。

当事務所は、この重要分野の規則改正やビジネストrendを引き続き詳細に観察するとともに、コンドミニアム法（“Condominium Law”）及び建築基準法（“National Building Code”）の成立が、外国人の土地所有に透明性をもたらす、ミャンマーの成長のボトルネック解消を手助けする開発計画を促すものと期待する。